

令和 6 年 2 月 19 日提出

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊

本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、熊本
広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに玉名市、南関町及び和水町
を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

熊本市長 大西一史

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約

熊本広域行政不服審査会共同設置規約（平成 28 年告示第 208 号）の一部を次の
ように変更する。

第 1 条中「熊本市」の次に「、玉名市」を、「玉東町」の次に「、南関町、和水町」
を加える。

第 4 条第 1 項中「6 人」を「9 人」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行
政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規
定により関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第 3 項の規定において準
用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要
がある。

これが、この議案を提出する理由である。